

# 令和5年台風第13号における住宅支援制度の概要

住んでいた住宅が被災した方

まずは、**【り災証明書】**を申請しましょう。

※り災証明は9月10日より受付開始しています。

り災証明書の判定が・・・

一部  
損壊

準半壊

半壊・  
中規模半壊

大規模  
半壊

全壊

一時的な住まいが必要な方に対し、公営住宅の一時提供や賃貸型応急住宅により支援します。  
※り災の判定ごとに利用できる制度は異なります。

※受付方法など詳細は9月15日頃にお知らせする予定です。

住宅支援制度

③

・被災した住宅を修理し引き続き居住をお考えの方  
応急修理制度 ※1  
最大：70.6万円  
(準半壊：最大34.3万円)

①

・一時的に住む住宅をお探しの方  
公営住宅（市・県）  
一時提供住宅  
・床上浸水可・原則3カ月間

②

・被災住宅の再建に期間を要する世帯の方  
賃貸型応急住宅  
・原則1年以内

〔 一定の条件を満たす場合には、賃貸型応急住宅と  
応急修理制度の併用も可能です 〕

※1 応急修理制度とは、被災した住宅の日常生活に欠くことのできない部分の応急的な修理を支援する制度です。対象は、被災した住宅の「り災証明書」の判定が、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」又は「準半壊」の建物となります。ただし、「全壊」の場合でも、応急修理を実施することにより、居住が可能となる場合は対象となります。